

北上市告示乙第88号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線を供用開始した。

その関係図面は、この告示の日から2週間北上市都市整備部道路環境課において一般の縦覧に供する。

令和5年7月13日

北上市長 八重樫 浩 文

整理 番号	路線名 (路線番号)	供用開始の区間 (起 点) (終 点)	供用開始 の 期 日	図面 番号
1	市道1043080号線 (1043080)	北上市鬼柳町川原小屋79番地先 北上市鬼柳町川原小屋82番地先間	令和5年7月13日	1
2	市道1043093号線 (1043093)	北上市鬼柳町川原小屋16番2地先 北上市鬼柳町川原小屋18番3地先間	令和5年7月13日	1
3	市道2013282号線 (2013282)	北上市しらゆり38番2地先 北上市しらゆり39番4地先間	令和5年7月13日	2
4	市道2013283号線 (2013283)	北上市町分18地割40番2地先 北上市町分18地割45番1地先間	令和5年7月13日	2